# 監査論

# ——【科目別講評】 ——

前回試験と比較した場合,問題数が18間から20間に増え,かつ, 問題 8 までは難度の相当高い問題となっているため、多くの受験生が動揺したかもしれない。一方, 問題 9 以降は平易な問題も多いため、最終的には、細かいところをどこまで知っていたかではなく、基本的な問題をどこまで確実に得点できたかが合否を決したと思われる。序盤の難度を考慮すると合格のために必要な得点は6割弱辺りに落ち着くかと思われる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	A	公認会計士による財務諸表の監査
問題 2	5 点	В	倫理規則
問題 3	5 点	В	会計監査人監査
問題 4	5 点	В	監査法人
問題 5	5 点	В	金融商品取引法監査
問題 6	5 点	С	監査役会の監査報告
問題 7	5 点	С	不正リスクに対応した品質管理
問題 8	5 点	С	監査の品質管理
問題 9	5 点	A	内部統制監査
問題10	5 点	A	四半期レビュー
問題11	5 点	A	監査基準
問題12	5 点	В	監査の目的
問題13	5 点	A	監査人の独立性と正当な注意
問題14	5 点	В	試査
問題15	5 点	В	確認
問題16	5 点	С	他の監査人の利用
問題17	5 点	A	報告基準
問題18	5 点	Α	財務諸表監査の監査報告書の記載
問題19	5 点	В	過年度の比較情報の監査
問題20	5 点	В	監査における不正リスク対応基準

 問題 1
 正解
 4
 難易度
 A

#### 【出題内容】

財務諸表監査

## 【解 説】

#### ア. 誤

正規の財務諸表監査は、公認会計士法が制定された翌年である昭和24年ではなく、昭和32年 に開始されている。

- イ. 正
- ウ. 正
- 工. 誤

財務諸表利用者も監査サービスの受益者に含まれる。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 2
 正解
 6
 難易度
 B

#### 【出題内容】

倫理規則

#### 【解 説】

ア. 誤 同規則7条3項参照

誇張した宣伝及び他の者と自己との根拠のない比較をしてはならないことは,「公正性の原則」ではなく,「職業的専門家としての行動の原則」に含まれる。

イ. 誤 同規則4条1項参照

職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり、常に公正な立場を堅持しなければならないことは、「職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則」ではなく、「公正性の原則」に含まれる。

- ウ. 正 同規則3条1項参照
- 工.正 同規則7条1項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

 問題 3
 正解
 5
 難易度
 B

#### 【出題内容】

会計監査人監査

## 【解 説】

ア. 誤 会社法340条1項参照

監査役全員の同意によって会計監査人を解任できるのは、会計監査人に職務上の義務違反が 認められた場合等の一定の要件が充足された場合に限られ、「いつでも」解任できるわけでは ない。

- イ. 正 同法 397 条 1 項参照
- ウ. 誤 同法 396 条 2 項参照

会計監査人が会計に関する報告を求める権限を有している対象者は、取締役及び会計参与並 びに支配人その他の使用人であって、監査役は含まれない。

工. 正 同法 398 条 1 項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

 問題 4
 正解 4
 難易度 B

## 【出題内容】

監査法人

# 【解 説】

ア. 誤 公認会計士法34条の3第2項参照

社員の全部が有限責任である監査法人を有限責任監査法人といい、有限責任監査法人は、その名称中に有限責任という文字を使用する必要がある。

- イ. 正 同法34条の10の4参照
- ウ. 正 同法34条の32第1項参照
- エ. 誤 同法34条の11の4第1項参照

上場有価証券発行者の財務書類について監査証明を行う場合に,連続する5会計期間を超えて同一の筆頭業務執行社員に監査関連業務を行わせてはならないのは,公認会計士法上の大規模監査法人に限られる。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

 問題 5
 正解
 3
 難易度
 B

#### 【出題内容】

金融商品取引法監查

## 【解 説】

- ア. 正 監査証明府令5条参照
- イ. 誤 同府令2条参照

期首において持分法を適用することを被監査会社が決定していない場合には、当該監査証明 に係る特別の利害関係について、持分法適用会社に係る関係は適用されない。

ウ. 誤 同府令4条1項参照

特定証明であるか否かにかかわらず、監査報告書には、公認会計士又は監査法人の社員の個 人名で署名、押印することが求められ、監査法人名で署名、押印することは認められていない。

工. 正 同府令4条4項参照

以上より,正しい記述はア,工であり,正解は3となる。

 問題 6
 正解
 2
 難易度
 C

## 【出題内容】

監査役会の監査報告

【解 説】 会社法施行規則129条,130条,会社計算規則127条,128条参照

ア. 正

イ. 誤

当該株式会社の取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重 大な事実があったときは、その事実を記載しなければならないが、不正の行為等がないときを 含め、不正の行為等が「あったかどうか」を記載することは条文上求められていない。

ウ. 正

工. 誤

会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由を記載 しなければならないが、相当と認めた場合にその旨を記載することは条文上求められていない。

以上より,正しい記述はア,ウであり,正解は2となる。

 問題 7
 正解
 6
 難易度
 C

#### 【出題内容】

不正リスクに対応した品質管理

## 【解 説】

- ア. 誤 監査基準委員会報告書 220 「監査業務における品質管理」 F11-2項参照 監査チーム外の適切な部署又者による検討が適切に行われていることを確かめなければなら ないのは、不正リスクに関する品質管理の責任者ではなく、監査責任者である。
- イ. 誤 同報告書F17-2項参照

監査責任者は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合においても、監査チームが必要に応じ専門的な見解の問合せを適切に実施する責任を負うことになる。

- ウ. 正 同報告書F20-2項参照
- 工. 正 同報告書F20-3項, FA25-2項参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

 問題 8
 正解
 1
 難易度
 C

## 【出題内容】

監査の品質管理

## 【解 説】

- ア. 正 監査に関する品質管理基準「第十一 共同監査」参照
- イ. 正 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」35項, A39項参照
- ウ. 誤 同報告書A46項(2)参照

会議体の構成員が従事している監査業務に係る審査において、当該構成員は審査に加わらないが、案件の説明は行うことになる。

工. 誤 同報告書24項参照

監査事務所が「監査チーム」に対して一定期間のローテーションを義務付けることは要求されていない。

以上より,正しい記述はア,イであり,正解は1となる。

 問題 9
 正解
 3
 難易度
 A

#### 【出題内容】

内部統制監査

## 【解 説】

## ア. 正

イ. 誤 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅲ1参照

内部統制監査における監査人の意見は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかを対象として表明される。

#### ウ. 誤 同基準Ⅲ1参照

内部統制監査の監査意見は,内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないとの合理的な保証を 得た上で表明される。

工. 正

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

**問題10** 正解 5 難易度 A

# 【出題内容】

四半期レビュー

# 【解 説】

## ア. 誤

四半期レビューにおける経営者確認書の入手を省略することはできない。

## イ. 正

#### ウ. 誤

四半期レビュー手続の実施に当たり、実査、立会、確認の実施は求められていないが、これらの手続の実施が禁じられるわけではない。

エ. 正 四半期レビュー基準・報告基準2参照

以上より,正しい記述はイ,工であり,正解は5となる。

**問題11** 正解 6 難易度 A

# 【出題内容】

監査基準

## 【解 説】

ア. 誤 監査基準の設定前文参照

「監査基準」は、監査実践規範を「帰納」的方法により体系化したものである。

#### イ. 誤

「監査基準」は、任意の財務諸表の監査においても適用される。

- ウ. 正
- 工. 正 監查証明府令3条3項参照

以上より,正しい記述はウ,工であり,正解は6となる。

 問題12
 正解
 4
 難易度
 B

#### 【出題内容】

監査の目的

#### 【解 説】

ア. 誤 監査基準の平成14年改訂前文三1(3)参照

例えば、会社法監査の場合、「計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか」どうかについて意見が表明されることになり、財務諸表の種類の構成にかかわらず、目的基準と同様の文言で意見を表明することは義務付けられない。

- イ. 正
- ウ. 正
- エ. 誤 監査基準の平成26年改訂前文二1参照

特別目的の財務諸表の準拠性(会計の基準に準拠して作成されているかどうか)に関する意 見を表明する場合、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表 が全体として適切に表示されているかどうかについての一歩離れての評価を行う必要はない。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

**問題13** 正解 5 難易度 A

#### 【出題内容】

監査人の独立性と正当な注意

## 【解 説】

ア. 誤 監査に関する品質管理基準「第八 業務の実施」三3参照 監査人は、監査実施の責任者と監査業務に係る審査の担当者等との間の見解の相違が解決し ない限り、監査意見を表明してはならない。

イ. 正 同基準「第五 職業倫理及び独立性」二2参照

#### ウ. 誤

正当な注意の内容は、監査を取り巻く社会経済状況の変動や監査技法の発展等によって変化 するものである。

工. 正

以上より,正しい記述はイ,工であり,正解は5となる。

**問題14** 正解 4 難易度 B

## 【出題内容】

試査

## 【解 説】

- ア. 誤 監査基準委員会報告書 500 「監査証拠」 A 54項参照 一定金額以上のすべての項目を抽出することは, 「特定項目抽出による試査」に該当する。
- イ. 正 同報告書 530 「監査サンプリング」10項, A15項参照
- ウ. 正 同報告書A22項参照
- 工. 誤 同報告書A1項参照

抽出したサンプルに対して監査手続が適切に実施されないことにより生じるのは、サンプリングリスクではなく「ノンサンプリングリスク」である。

以上より,正しい記述はイ,ウであり,正解は4となる。

| **問題15** | 正解 | 4 | 難易度 | B

#### 【出題内容】

確認

#### 【解 説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書 505 「確認」 A15項参照

確認依頼への口頭による回答は、それだけでは監査人への直接の文書による回答ではないため、確認の定義には該当しないことから、文書による回答と同様に取り扱うことはできない。

- イ. 正 同報告書8項参照
- ウ. **正** 同報告書A5項参照
- 工. 誤 同報告書11項参照

送付先が積極的確認に対して回答しない場合や配達不能で返送された場合など、確認依頼への未回答については、代替的な監査手続を実施しなければならず、本記述のように対応することはできない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

**問題16** 正解 2 難易度 C

## 【出題内容】

他の監査人の利用

# 【解 説】

- ア. 正 監査基準委員会報告書600「グループ監査」29項(3)参照
- イ. 誤 同報告書A46項参照

グループ監査チームが他の監査人に実施を依頼する監査手続の内容は、構成単位の状況によって異なるものとなる。

ウ. 正 同報告書A 9 項参照

工. 誤

他の監査人には、主たる監査人と業務提携関係にある監査人も含まれる。

以上より,正しい記述はア,ウであり,正解は2となる。

 問題17
 正解
 2
 難易度
 A

#### 【出題内容】

報告基準

## 【解 説】

- ア. 正 報告基準四2参照
- イ. 誤 報告基準六3参照

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が認められる状況において、経営者から対応 策が示されない場合、意見不表明とすることはあるが、不適正意見を表明することはない。

- ウ. 正 報告基準一2参照
- 工. 誤 報告基準七参照

正当な理由による会計方針の変更が行われている場合であっても、常に強調事項区分を設けて追記情報として記載しなければならないわけではなく、当該変更に関する適切な注記があり、かつ当該注記について利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため注意を喚起する必要があると監査人が判断したときであってはじめて記載することになる。

以上より,正しい記述はア,ウであり,正解は2となる。

**問題18** 正解 6 難易度 A

#### 【出題内容】

財務諸表監査の監査報告書

## 【解 説】

## ア. 誤

金融商品取引法に基づく監査報告書の宛先は、通常、取締役会となり、株主を宛先とするようには規定されていない。

# イ. 誤 目的基準1参照

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、監査人が実施した監査手続の範囲内外を 問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽の表示がないということについての合理的な保証が 得られていることを意味するものである。

#### ウ. 正

工. 正 報告基準五4参照

以上より、正しい記述はウ、工であり、正解は6となる。

 問題19
 正解
 1
 難易度
 B

#### 【出題内容】

過年度の比較情報

## 【解 説】

- ア. **正** 監査基準委員会報告書 710 「過年度の比較情報-対応数値と比較財務諸表」 9 項, A 2参照
- イ.正 同報告書14項参照
- ウ. 誤 同報告書8項, A1参照

比較情報が対応数値方式として表示する場合には,当年度の財務諸表のみについて経営者確認書に記載することを要請する。

工. 誤 同報告書13項参照

監査報告書のその他の事項区分に対応数値方式が監査されていない旨を記載したとしても、 期首残高についての監査手続は免除されない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

 問題20
 正解
 1
 難易度
 B

# 【出題内容】

監査における不正リスク対応基準

# 【解 説】

- ア. 正 同基準の設定前文二4(2)参照
- イ. 正 同基準・第二5参照
- ウ. 誤 同基準・第二7参照

不正リスクに対応する手続として実施した積極的確認に対する回答がない確認先について代替的な手続を実施するときに、監査証拠として企業及び当該企業の子会社等が作成した情報のみを利用するときは、当該情報の信頼性についてより慎重に判断しなければならないとされているが、監査証拠として被監査会社が作成した情報を利用することができないわけではない。

エ. 誤 同基準・第二17参照

監査人は、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を発見した場合」ではなく、「不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合」であってはじめて、監査役等に対する本記述の報告及び協議を行うことが求められることになる。

以上より,正しい記述はア,イであり,正解は1となる。